

第五号様式（第三十一条の二関係）

(表)

(裏)

← 9センチメートル →

第 号

官職

氏名

自動車損害賠償保障法第 23 条の 2 第 2 項の規定による

検 査 員 証

年 月 日 発 行

年 月 日 限 り 有 効

国土交通大臣 印

6.5センチメートル

6.5センチメートル

自動車損害賠償保障法抜粋

第 23 条の 2 国土交通大臣は、第 11 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社に対し、責任保険の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、責任保険の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められないものと解釈してはならない。

第 78 条 保険会社、組合及び第 10 条に規定する自動車のうち政令で定めるものを運行の用に供する者は、国土交通省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車損害賠償保障事業賦課金として政府に納付しなければならない。

第 82 条の 2 国土交通大臣は、第 78 条の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社若しくは組合に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第 23 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

第 88 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第 23 条の 2 第 1 項(第 23 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。)又は第 82 条の 2 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) 略